

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補予定者等説明会の開催 (選管委) 一

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙時登録の登録基準日等 () 一

○衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 (選管委) 一

○衆議院比例代表選出議員選挙につき、市町村の区域を分けて開票区を設置 () 一

告示

埼玉県選管告示第百一号

第四十五回衆議院議員総選挙に係る衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補予定者及び候補者届出政党説明会を次のとおり開催する。

平成二十一年七月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

一日時 平成二十一年七月二十七日 午前十時

二場所 埼玉県民健康センター大ホール

埼玉県選管告示第百二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法

(昭和二十五年法律第百号) 第二十二条第二項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は次のとおりである。

平成二十一年七月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

一 登録基準日

平成二十一年八月十七日

(ただし、年齢については平成二十一年八月三十日)

二 登録日

平成二十一年八月十七日

三 縦覧期間

平成二十一年八月十八日

埼玉県選管告示第百三号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第四百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、八月十八日とする。

平成二十一年七月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

埼玉県選管告示第百四号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第十八条第二項の規定に基づき、市町村の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成二十一年七月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

市名		開票区名	同上区域
熊谷市	熊谷市 第一開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区に属する熊谷市の区域	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区に属する熊谷市の区域
	熊谷市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区に属する熊谷市の区域	

ふじみ野市	鴻巣市		春日部市	
	第二開票区	第一開票区	第二開票区	第一開票区
ふじみ野市 第一開票区	ふじみ野市 第二開票区	鴻巣市 第一開票区	鴻巣市 第二開票区	春日部市 第一開票区
衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区に属する	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第七区に属する	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区に属する	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第六区に属する	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区に属する

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)